

東京家庭裁判所委員会議事概要

平成16年6月22日（火）に開催された家庭裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日 時

平成16年6月22日（水）午後2時から4時00分まで

2 場 所

東京家庭裁判所大会議室（19階）

3 出席者等

(1) 家事関係委員（五十音順）

東京都女性相談センター所長	木 川 幸 子
東京都福祉局子ども家庭部長	白 石 弥生子
元東京家事調停協会長	仲 林 義 雄
東京都社会福祉協議会福祉部長	中 村 孝 一

(2) 少年関係委員（五十音順）

東京少年友の会理事長	大 石 忠 生
元東京少年鑑別所長	山 下 武 子
東京地方検察庁刑事部長	渡 辺 恵 一

(3) 学識経験者等委員（五十音順）

元NHK放送研修センターチーフアナウンサー	遠 藤 敦 子
元共同通信社編集局総務兼関東総局長	中 原 鐵 治
東京大学名誉教授	松 尾 浩 也

(4) 弁護士委員

東京弁護士会所属 弁護士	堀 川 末 子
第一東京弁護士会所属 弁護士	伊 藤 正 義
第二東京弁護士会所属 弁護士	杉 井 静 子

(5) 裁判所委員

東京家庭裁判所所長	中 込 秀 樹
東京家庭裁判所家事部所長代行	石 田 敏 明

東京家庭裁判所少年部所長代行

長岡哲次

(6) その他

裁判官

遺産分割事件関係説明者 家事第五部総括判事 松津節子

人事訴訟事件関係説明者 家事第六部総括判事 秋武憲一

少年事件関係説明者 少年第一部総括判事 近藤文子

首席家庭裁判所調査官 鶴岡健一

家事首席書記官 碓井久雄

少年首席書記官 矢野孝則

事務局長 中山利典

総務課長 今村 彰

総務課課長補佐 後藤健司

4 議題

- (1) 人事訴訟事件について
- (2) 遺産分割事件について
- (3) 少年事件の運用状況について
- (4) 次回の開催日等について

5 議事

(1) 東京家庭裁判所長あいさつ

本日は、まず、4月から家庭裁判所が扱うことになりました人事訴訟事件の運用状況について、次に、一箇部で集中処理を行っている遺産分割事件の運用状況について、最後に、施行後3年を経過した改正少年法の運用状況について、それぞれ御説明し、御意見を賜りたいと思います。

先日、長官・所長会同が開催され、私も二日にわたって出席しました。その中で、地方裁判所委員会や家庭裁判所委員会の運営内容を裁判所の運営にどのように活かしていくかということも議題になり、全国の地方裁判所と家庭裁判所の所長から、各地の地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会の運営の実情について、それぞれ地方色を反映したいろいろな紹介がありました。東京家庭裁判所委員会でも、さまざまな御意見をいただき大変参考にさせていただいていることについて、私からその実情を会同の席で紹介いたしました。

(2) 人事訴訟事件について

(家事第6部裁判官)

お手元に「人事訴訟事件について」、「参与員のあらまし」、そして「お子さんに対する調査について」の三つの資料を配布してございますので、これに沿ってお話しします。人事訴訟事件を家庭裁判所で行うようになったメリットとしては、調停事件と訴訟事件を連携して運用できること、家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）が活用できることが上げられています。人事訴訟法では、新しい試みとして、国民の司法参加の制度である参与員制度が設けられました。なお、配布したパンフレット「お子さんに対する調査について」は、人事訴訟事件で調査を受ける方やその保護者が、家裁調査官の調査の目的や調査方法を理解してもらえるように当庁の家裁調査官が作成したものです。

申立件数等は、配布資料「人事訴訟事件について」に記載したとおりです。人事訴訟事件は、昨年、全国で1万件余りの事件が地方裁判所に申し立てられ、そのうちの1000件余りが東京地方裁判所に係属しました。家庭裁判所に人事訴訟事件が移管され、東京地方裁判所の事件数がそのまま東京家庭裁判所に来ると思われます。全国の人事訴訟事件の約1割を東京家庭裁判所が扱うことになり、東京家庭裁判所での運用が全国的に影響を及ぼすこととなります。東京家庭裁判所では、昨年の5月から家庭裁判所での人事訴訟事件の審理の在り方等について検討し、その結果をまとめた書面に沿って現在運用しています。申立件数は、本庁では4月が86件、5月が64件、八王子支部では4月が36件、5月が26件です。本庁では6月21日現在198件で、そのうち19件は終局しましたが、審理はこれから本格的に行われるという状況です。

東京家庭裁判所で調停を行った事件をそのまま当庁で裁判することになるのが大半だろうと予想していましたが、実際はそうではなく、市川、川崎等の東京の周辺で調停をした事件が東京家庭裁判所に申し立てられる事案が数多くあります。東京周辺で婚姻生活を営んでいたけれども離婚を前提に別居して東京に来た場合や、夫婦のそれぞれの勤務等の都合で当庁に申立てをしたようです。

管轄が人事訴訟法の制定により非常に簡単になりました。また、管轄はないけれども、当事者の便宜等を考えて調停をした裁判所がそのまま裁判を担当できるという自庁処理制度が今回できました。ところが、法律が予想している本来の使われ方ではなく、弁護士が東京に事務所があるのでこちらでやってほしいというような弁護士の都合だけを考えて申立てが意外とあり、本来の趣旨ではないという理由で、管轄のある裁判所に事件を移送しています。今後はきちんとした自庁処理の事案が増えてくると思います。

家裁調査官の活用については、現時点で家裁調査官に調査命令を実際に発令したのは1件です。子どもを巡る紛争についてはできるだけ家裁調査官に関与してもらおうと考えており、今後、調査命令を発令する事案は増える見込みです。

参与員制度については、実際に参与員が裁判に関与した事案は現在のところありませんが、8月には2件予定されています。参与員は、東京家庭裁判所では、一般から募集した方と家事調停委員から選任した方と二本立てで行っていますが、一般の方の男性の平均が46歳、女性が47歳であるのに対し、調停委員から参与員になっていただいた方の平均は、男性が68歳、女性が60歳となっており、一般から募集した参与員の方が男女とも若くなっています。国民の良識を人事訴訟という裁判に反映させるために、男女、年齢、一般の方と調停委員という組み合わせ等のバランスを考えて裁判に加わっていただこうと考えています。

今後、参与員にどのような事件に関与していただくか、参与員に対しどのような説明をするか、参与員からどのように意見をお聴きするかについても検討したいと思っています。また、家裁調査官にどのような事件に関与してもらい、どのように調査をさせるか、当事者に開示される調査報告書についてどのように記載するかなどについても検討したいと思っています。さらに、当庁では全国の約1割というたくさんの事件を扱うため財産分与や離婚慰謝料についての統計がある程度まとまるので、東京家庭裁判所における離婚慰謝料の最高額、最低額、平均の金額や、財産分与の取扱例というようなものを参考資料として提供したいと考えております。

(委員長)

弁護士から提出される訴状等で問題等がありますか。

(家事第6部裁判官)

調停段階から付いている弁護士ならば、訴状への反論を記載する答弁書は容易に作成できると考えていたのですが、意外とそうではなくて、「もう一度本人とよく打合せをしてから答弁します。」という記載が多く、結局1回目の期日は実質的な弁論ができず無駄になってしまう事件が多く見られます。当部としては、今後、弁護士会との協議会のような場を通じて協議したいと思っております。

(弁護士委員)

どういうケースに参与員を付けようと、また、付けるべきだと裁判所は考えているのですか。

(家事第6部裁判官)

例えば、妻がありながら他の女性と生活しているという有責配偶者で、別居期間が長くなっているようなケースです。有責配偶者からの離婚請求は認められないのが原則です。しかし、一定期間長期に別居していて婚姻関係が既に破綻している場合は例外的に離婚を認めてもいいだろうと考えられています。では、その別居期間が何年ならばよいのか、どういう事情ならばよいのか、意見が分かれるところですので、そういう点について良識ある参与員の意見を伺いたいと考えています。また、精神的損害に関する慰謝料の額をどう評価したらいいのかという場合にも参与員の意見を参考にしたいと考えています。以上のように、純粹に事実認定が問題となるものには参与員の関与は考えていませんが、事実をどのように評価するのが問題となる事案には参与員に加わっていただきたいと考えております。

(弁護士委員)

調停委員から選ばれた参与員と一般の方から選ばれた参与員の中から、どの参与員を選ぶかについて、ルールはあるのですか。

(家事第六部裁判官)

男女、年齢、一般の参与員と調停委員からの参与員との組み合わせで指定したいと考えています。意識的に、この事件だからこの方を選ぶことはせずに、それぞれの名簿の中から無作為に選ぶ予定です。

(委員長)

全国的には、那覇では既に参与員が関与した法廷が開かれ、大阪でも一週間ほど前に初めて参与員が立ち会う法廷が開かれたことが新聞に掲載されておりました。全国的に見ると、かなり参与員が関与した例は出てきています。

(学識経験者等委員)

家庭裁判所では人事訴訟事件を非公開で審理できるようになったのだと思うのですが、憲法の裁判の公開原則との関係では、どのように説明することになるのですか。

(家事第6部裁判官)

裁判は公開の法廷で行わなければいけないというのが憲法上の原則ですから、家庭裁判所が行う人事訴訟においても原則は公開です。ただし、私生活にわたる部分で、例えば、異常な性生活で、それが他の人に知られることが憚られるような内容のものについては、限定的に非公開でやりたいと考えています。しかし、例えば著名人が他の人に事件のことを知られたくないので非公開にしてもらいたい、ということは認められないことになると思います。人事訴訟においても、原則は動かさずに、限定的な運用を考えています。

(弁護士委員)

調停の段階から代理人弁護士が付いているのに、認否の記載がされない答弁書が代理人弁護士から提出されるという話がありましたが、調停では原則として申立書の写しが相手方には送られませんし、調停の過程では反対当事者側の主張を調停委員を介して聞いているので、主張の細かな点までは把握できないことがあります。また、調停の段階で細かい事実を依頼者に事実かどうかを確認することが、依頼者を感情的にさせ、調停を成立しにくくしてしまうという問題もあり、相当でない場合もあります。訴状に対してすぐに反論ができないということには、そのような事情もあるのではないかと思います。

(委員長)

当庁の人事訴訟事件は、まだ多くの事件について証拠調べが始まっておりませんし、参与員の関与もこれからで、緒についたばかりというのが実情です。もう少し実績ができてきましたら、御報告申し上げ、御意見を伺いたいと思います。

(3) 遺産分割事件について

(家事第5部裁判官)

家事第5部は、平成10年4月に遺産分割専門部として、それまで各通常部に存在した遺産分割の集中係や専門係をまとめ、専門部として設立されました。現在は、ほとんどの旧受事件とすべての新受事件を家事第5部で行っています。

家事第5部では、平成11年から平成13年までの間、最高裁判所から特定研究部の指定を受けて遺産分割部における書記官事務の在り方という研究が行われ、裁判所書記官による遺産分割事件の進行管理の在り方や効率的な事件処理の在り方について3年間研究しました。それに基づき受付以降の事務処理要領を昨年改訂し、処理方針や方法を書面化し、提出用紙の書式や円滑な事務処理を行うための書面の書式を定型化し、新たに配属された裁判所書記官や家裁調査官でも早く仕事に慣れて定型的に事件処理ができるようになりました。

遺産分割事件の流れについては、配布資料「家事第5部における遺産分割調停事件手続の流れ（プロセスモデル）」に記載されているとおりです。遺産分割事件は、申立ての受理から終局までのすべてを家事第5部で行っています。申立書が提出されると、まず、裁判所書記官がそれを持参した本人、代理人弁護士等からその事件の経緯等について事情を伺います。申立人側からの情報だけですが、それらの聴取結果を参考にして事件をどのように行っていくかについて大まかな手続の選別を行います。ほとんどの事件は裁判官1人、家事調停委員2人で構成される調停委員会で行いますが、例えば、養子縁組無効等により相続人の範囲に争いがあったり、遺言書の効力に争いがあったり、ある財産が被相続人の財産かどうか争いがあるような場合は、直ちに遺産分割の話に入ることができないため、裁判官が単独で調停を行い、双方から事情を伺い、前提に争いはあるけれども調停での解決が見込めるか、それとも前提の争いについてまず訴訟で解決してもらうかを整理します。そのような選別を最初に行います。次に、当事者が非常に多く、グループ分けができず、すぐに調停をしても全員の意見がまとまらない、あるいは、出席が望めない当事者がいる事件については、家裁調査官が予め準備的調査を行い、当事者の意向を聴くことがあります。いよいよ調停が始まることになった場合、家事第5部では第1回期日

の前に、必ず事前評議を行います。事前評議には、裁判官、調停委員、裁判所書記官、第1回期日から家裁調査官が出席する場合はその家裁調査官も加わり、事件処理の方向や予想される主たる争点について評議を行い、それらをお互いに確認します。その後、第2回から第5回までに遺産の範囲を確定し、遺産を評価し、あるいは、遺産の使用状況等の現況を確認します。また、寄与分や特別受益の主張の調整を第5回期日までに行います。その間に調停が成立する事件もかなりありますが、成立しない場合は第6回期日の前に、先ほどと同じような形で評議をします。第6回期日前にそのような評議をすることにした理由は、先ほどの特定研究部で長期未済事件についての研究を行った結果、だいたい第6回期日までに調停成立のピークがあること、第6回期日を過ぎて第10回期日までに調停が成立しない場合は非常に長期化する傾向があり、調停の成立率も落ちてくることが分かりましたので、第6回期日辺りで、その調停事件の問題点を分析し、解決案を検討するのが長期化を防ぐ一つのポイントだと考えたからです。第6回期日前の評議では、このまま調停を進めるべきか、審判による解決を目指すべきか、あるいは先ほどの前提問題となる遺産の範囲や遺言書の効力等についての争いがある事件については訴訟による解決を優先すべきか、その見極めをします。このような手続の流れの中で、家裁調査官は、調停の進行を補助したり、寄与分や特別受益の調査をしたり、不出頭の当事者に対し出頭の勧告をしたり、意向の確認をするという業務を行っています。

申立件数や調停成立件数について説明します。平成15年度は929件の遺産分割調停の申立てがありました。ここ数年は、ほぼ900件台の件数を行ったり来たりというところですが、そのうち調停が成立した件数は、平成15年度は594件、不成立事件は118件、取り下げられた事件は240件、残りはその他で、既済事件数の合計は966件でした。昨年度末の未済事件数は749件です。成立した事件の594件という数字は、既済事件全体の61.4パーセントになり、調停が成立した事件数と不成立になった事件数だけを比べると約83パーセントが成立したことになり、成立率はかなり高いという印象を持っています。また、昨年度の調停の成立割合は、一昨年よりも増えています。遺産分割審判事件の数については、新受件数が176件です。これは調停が不成立になって審判に移行した事件と、始めから審判で申し立てられる事件の合

計です。既済事件は159件、未済事件は175件となっています。

遺産分割調停事件では、調停委員は、一般の調停委員の方と弁護士調停委員とが1人ずつ組むのが原則です。一般の調停委員も、良識という面だけでなく法律面についても積極的に勉強している方が多く、積極的にいろいろな意見を言ってくれる方も少なくありません。二人の調停委員以外にも、例えば、不動産の評価の場面に不動産鑑定士の資格を有する委員から意見を出してもらったり、外国人の遺産分割事件で国際私法を研究している学者の調停委員に意見を伺うというように、専門委員の活用も行っています。

審理期間については、家事第5部では1年以内に最終的に解決することを目指しています。ほぼ75パーセントの事件は1年以内に解決していますが、中には2年、3年とかかる事件もあります。事件が長期化する原因は、遺産の範囲や遺言の効力等について争いがある前提問題があるにもかかわらず、その問題点をあいまいにしたまま調停を延々と続けてきたり、あるいは遺産分割の問題以外に親の扶養や祭祀承継の問題、遺産に関する債務の問題や被相続人間の金銭の貸借等の法律関係がある場合の問題等があり、当事者がいろいろなことを主張し、調停委員会がそれに巻き込まれ、きちんと争点を明らかにしないまま進めてしまう、ということがあるように感じます。また、寄与分や特別受益の主張がなされて非常に争点が多く難しい事件や遺産の範囲自体が非常に多く、相続人の数も多く、相続人ごとに代理人が付いていて、それぞれがいろいろな主張をするのでなかなかうまくいかないという場合もあります。さらに遺産分割の問題だけでなく、その他の家庭の問題をいろいろ取り込んできて遺産分割自体の解決を進めさせない当事者がいることもあります。そのような長期化の原因となる問題を取り除いて、遺産として存在するものを分ける、という方向で事件を処理し、争点を中心として事件処理をしていくことによって長期化を防ぐことを家事第5部では目指しています。つまり、プロセスモデルにあるように遺産の範囲をまず確定し、評価を行い、その後に寄与分や特別受益の主張を整理して、証拠調べや家裁調査官の調査を行い、その後に分割方法を確定して合意を形成していくというように、順次流れに沿って行っていくのが遺産分割事件を効率的に処理する方向だと考えています。ただ、それをあまり貫くと、必ずしも相続人間の公平を叶えられないことがありますので、調停の段階では、

できるだけ当事者の言い分を聴いて、遺産以外に、既に処理・処分された物についても遺産分割の中で考え、できるだけ公平を図るといような努力をしています。

最後に研修についてお話しします。遺産分割部に新しく来た職員に対し、最初にオリエンテーションを行います。また、調停委員に対しては、毎年、遺産分割事件協議会という当庁独自の研修を行っています。明日、本年度の第1回目が行われる予定であり、22名の調停委員が出席する予定です。裁判官が1時間ほど講義をし、その後予め研修員に送付して事前に検討していただいた事例について2時間半ほどケース研究を行う内容になっています。この協議会は年4回行っています。

八王子支部における遺産分割事件の処理状況について確認したところ、八王子支部では係が5つあり、その5つの係の裁判官がすべて遺産分割事件を担当しています。調停委員のうち1名は原則として弁護士調停委員を指定しているのは本庁と同様です。各係の遺産分割事件の未済事件数は平均50件とかなりの数があり、進行が難航する事件も増えてきており、専門係の設置について検討する必要があるということです。

(委員長)

第5回期日を終えて評議をする時期は、申立てを受けてからどのくらいになるのですか。

(家事第5部裁判官)

1か月に1度期日を入れることを目標にしていますので、半年くらい経った頃になります。半年に1回は事件について見直すことになります。また、10回目の時にも行う係もあります。その他にも必要に応じて評議を行っています。

(委員長)

従前の運用と比べて調停成立までの期間が短期化したというデータはあるのですか。

(家事第5部裁判官)

専門部設立前についての正確なデータがなく、その時とは比べられないのですが、平均すると申立てから1年以内に成立するのが約75パーセントで、そのうち第6回期日までに成立する事件がかなりあると思います。

(委員長)

遺産の範囲を確定するためには、最終的には訴訟を起こさなければいけないのですか。

(家事第5部裁判官)

そうです。最近では、訴訟による解決もかなり速くなっています。

(学識経験者等委員)

調停が成立しない事件は、すべて審判に移行して、結果が出ることになるのですか。

(家事第5部裁判官)

審判に移行したとしても調停が成立する事件もかなりあります。ですから、すべての審判事件について裁判官が審判書を作成するわけではありません。調停の時に事案が整理され、家裁調査官による調査の結果も出て、審判が出されればどのような結果となるかが分かってきますので、審判に移行した後に調停が成立する場合がかなりあるのです。

(委員長)

それは、審判に回した時に、当事者の方から調停をやってほしいと言ってくるわけですか。

(家事第5部裁判官)

そういう場合もありますが、審判に移行した後も、裁判官もできるだけ調停ができるように働き掛けます。

(委員長)

審判を出すと、抗告が出される率が高いのですか。

(家事第5部裁判官)

そう思います。

(学識経験者等委員)

通常部で行っている遺留分減殺請求事件について、遺産分割部で調停を行っている遺産分割事件と関連している事件を担当したことがあります。代理人の弁護士から、事件が関連するので両方の事件を一緒にできないのか、と言われることがあります。両事件を一緒に行うということはできないものなのですか。

(家事第5部裁判官)

事実上一緒に行う場合もかなりありますが、わざわざ事件を引き取って一緒に行うことはなかなか難しい問題があります。遺産分割の問題が絡む遺留分減殺請求事件をすべて家事第五部で取り扱うことになると、扱う事件数が増加し、当部の処理能力の点で問題が生じます。ただ、一緒に扱った方がいい場合もかなりあるとは思いますが、検討しなければいけないとは思いますが。

(裁判所委員)

遺留分減殺請求事件の件数を一度調べてみたのですが、その数は裁判官1人分には到底足りないような数です。通常部の方では、遺産分割事件と関連しているのだから遺産分割部の方で引き取ってもらいたいという思いがあるし、遺産分割部の方では、専門部として遺産分割事件を専門的に処理しているのだから、それ以外のことは通常部でがんばってほしい、という気持ちがあるようです。かなりの程度調停成立の可能性がある場合は引き取ってもらえるのでしようけれど、遺産分割部に係属している遺産分割事件も見通しが立たず、遺留分の方も見通しが立たない状況では、うっかり引き取ったら双方の事件とも進行が非常に遅れてしまうという気持ちになるだろうと思います。今後の課題になると思います。

(委員長)

遺留分減殺請求事件は、家事審判事項ではありませんので、本当に争う場合は、地方裁判所の訴訟で行わなければなりません。私も遺留分減殺請求事件を数多く扱いましたが、感情が絡みますし、遺産全体を見てどれだけ減殺するのが相当かという話ですので、結構手間がかかる種類の事件です。

(弁護士委員)

遺産の範囲等の前提問題は地方裁判所で確定してから、という考えの裁判官と、自分の主張が認められなくても審判に従うので遺産の範囲の問題も審判で解決してほしいと当事者が望む場合は審判で解決しようとする裁判官と両方いるようですが、その割合はどの程度ですか。

(家事第5部裁判官)

本格的に争っていて、しかもその主張に一応の理由がある場合は、家庭裁判所でいくら審判をしても遺産分割審判自体には既判力はなく、審判に不服な人

はいつでも訴訟を起こし、審判の内容に反する判決が出れば審判のその部分は無効になりますので、訴訟でまずその点を確定してもらうのが原則であり、おそらくどの裁判官も基本的には同じ意見だと思います。ただし、当事者の言っていることが、単なる引き延ばしのためであったり、どう考えても成り立ちそうもない主張で、訴訟になっても判断が覆る可能性がないと思われる場合は、審判手続を進めるということがあります。また、当事者が審判の内容に従うと言う場合は、訴訟は起こさないという合意を調書に記載した上で遺産の範囲についても確定して審判手続を進めるということもあります。

(委員長)

遺産分割事件だけを何年も担当するというのはどのようなものですか。

(家事第5部裁判官)

遺産分割事件は意外と面白いです。最初は、私も、当事者の話を聴いて、なぜこんなにみんな仲が悪いのか、という気持ちになりましたが、その時期を越えますと、いろいろな論点もあり、家庭裁判所の事件らしいところもありますので、それなりに面白い事件です。

(弁護士委員)

6回目の前に評議を行うという話ですが、ある調停委員からは、「もう4回目ですから」とか、「裁判所から言われますから、もっと期日を早めに入れられませんか。」などと、事件の進行を急かすようなことを言われます。事件を早く回転させて進めていこうという気持ちは分かるのですが、裁判所を利用する当事者の前では内輪話を直に伝えることは控えた方がいいのではないかと思います。

(委員長)

それは言い方が悪いですね。例えば、統計的には、6回を過ぎるといつまで経っても終わらなくなる場合が多いですから、この辺が潮時ではないでしょうか、などというように言い方はいろいろあるのではないのでしょうか。

(家事第5部裁判官)

そうですね。今後注意していきたいと思います。

(学識経験者等委員)

期日はどのくらいの間隔で入るのですか。

(家事第5部裁判官)

できるだけ1か月以内に次回期日を入れたいと思っておりますが、調停委員のうち1人は弁護士ですし、当事者にも代理人弁護士が付いているとなかなか期日が入らない場合があります。また、遺産の中に預金等があるときに、一方の当事者がそれを明らかにすることに協力しない場合、もう一方の当事者が自分で調べるために時間がほしい、ということがあります。そのような場合は、あまり次回期日を1か月以内にとということも言えず、間隔が空く場合があります。

(弁護士委員)

調停が不成立になってから審判が出るまでにはどれくらいかかるのですか。

(家事第5部裁判官)

正確なことは申し上げられませんが、調停による解決ということを考えずに審判だけのことを考えるのであれば、何か月もかかるということはありません。調停段階では主張していなかった寄与分や特別受益の主張が当事者からなされる場合は、その主張への反論を確認したり、調査をする必要があり、審判になってから3、4回ほど期日を開く必要が出てきますので、そのために時間がかかる場合があると思います。そのようなことを考えると一般的な事件でも審判は半年くらいかかることが多いと思います。

(4) 少年事件の運用状況について

(少年第1部裁判官)

本日は、改正少年法の運用の概況と、特に否認事件における少年審判の進め方についてお話しします。レジュメと最高裁判所作成の「改正少年法の運用の概況」という資料と補導委託制度のパンフレットを参照しながらお聞きください。

改正少年法には三つの大きな柱があり、一つは事実認定手続の適正化に関する改正、二つ目は処分の見直しに関する改正、三つ目は被害者への配慮の規定の創設です。一つ目の事実認定の手続の一層の適正化のために、裁定合議制度や検察官関与の制度が設けられました。また、観護措置の期間がこれまでの4週間から、いわゆる証拠調べの決定をしたものについては特別更新として最大4週間、合計8週間の観護措置が可能となる改正がありました。

これらに関する全国の数字を見てみますと、この3年間で裁定合議事件は100件、検察官が関与した事件は72件、観護措置の特別更新を行った事件は155件、そのうち改正法で付加された観護措置に対する異議の申立制度を利用した異議申立ては338件、その申立てに基づいて観護措置が取り消されたものが24件ありました。二つ目の処分の見直しに関する改正の運用状況については、現在盛んに問題とされています刑事処分可能年齢の引き下げと、いわゆる原則検送規定を追加する改正がありました。刑事処分可能年齢の引き下げは、年少少年、つまり16歳未満の少年に対しても検察官送致決定ができることになったものですが、この制度の運用状況は、全国では、傷害致死事件に関するものが2件、強盗強姦事件に関するものが1件、合計3件ありました。この3件については、事件終局時の年齢はいずれも15歳でした。少年法20条2項のいわゆる原則検送対象事件とその処分結果は、全国では対象事件が238件あり、そのうち137件が検察官送致されています。殺人・傷害致死の約53パーセントが検察官送致により刑事裁判になっています。危険運転致死や強盗致死もかなり高い数値になっています。三つ目の被害者に対する配慮の規定としては、被害者に事件記録の閲覧・謄写の権利が認められ、また被害者が被害者の立場で審判で裁判官や家裁調査官に対し事件や少年に対しての意見を述べるできるようになりました。さらに少年に対する処分の結果について通知を受け、結果を知ることができるようになりました。これらの改正に関する運用状況は、閲覧・謄写の申出は約1730件、そのうち1704件が認められています。意見聴取の申出は496件、結果通知は1932件となっており、相当程度その制度が利用されているように思われます。以上の改正少年法による諸制度の東京家庭裁判所での運用状況については、今年5月までの数字を見ると、裁定合議をした事件は、本庁が20件、八王子支部が20件で、合計40件です。検察官関与決定があった事件は、本庁が7件、八王子支部が1件で、合計8件です。観護措置期間が4週間を超えたいわゆる特別更新をした事件は、本庁が25件、八王子支部が2件で、合計27件です。観護措置に対する異議の申立ては、本庁が60件、八王子支部が22件で、合計82件で、そのうち原決定が取り消されたのが本庁で2件あります。それから、処分の見直しに関する

東京家庭裁判所の運用状況については、いわゆる年少少年の検察官送致の事例は該当する事件がありませんでした。また、いわゆる少年法20条2項の原則検送対象事件は、本庁が9件、八王子支部が9件で、合計18件ありました。そのうち検察官に送致された事件は、本庁が5件、八王子支部が3件で、合計8件です。また、殺人、死体損壊・遺棄事件などの原則検送事件もありました。被害者に対する配慮の充実に係る事項についての当庁の運用状況は、閲覧・謄写については、本庁が147件、八王子支部が55件です。これが認められなかった事例は本庁で2件ありましたが、これは事件の事実以外に関する部分についての申し出で、法律要件に反するものであったことがその理由です。意見聴取の手續の申し出は、本庁が47件、八王子支部が10件、合計57件あり、これについても認められなかったものが3件ありましたが、これは事件終局後に申し出られたためでした。結果通知は、本庁が120件、八王子支部が116件、合計236件です。以上のような状況です。

次に否認事件における少年審判の進め方について説明します。どのような事件が否認されているかと申しますと、凶悪事件である殺人、傷害致死、強姦、強盗致傷から恐喝、傷害、窃盗、痴漢事件等、枚挙に暇がありません。否認の形態、あるいは否認の範囲については事件によってそれぞれ違います。ここでは証拠調べなどを行う否認事件についてお話しします。例えば、これまでの事例では、ひったくりや傷害事件についてアリバイを主張した事件、強姦や痴漢の事件について実行行為を否認したり被害者の同意を主張した事件、傷害致死事件について暴行そのものを認めない全面否認、あるいは予備的に正当防衛を主張した事件、触法少年による傷害事件では、取り調べの最初の段階にした自白を捜査段階の途中から撤回して否認を始め、審判においてもずっと否認を続けて捜査段階での調書の任意性や信用性を争った事件もありました。それから殺人事件では、殺意を争ったり、実行行為の一部を否認した事件があります。こういう事件の場合に調べる証人は、被害者、共犯者、目撃者、少年本人というところが一般的ですが、供述調書を作成した捜査官、実況見分などの書類を作成した者を調べ、その書類の作成経過等を聴くことや鑑定人を調べることもあります。

少年審判の目的は、少年の健全な育成にありますので、少年審判の手続は刑事訴訟のような当事者対立構造を採っておらず、家庭裁判所が職権で手続を進めていく審問構造を採っています。少年審判は、司法的な機能と福祉的な機能の両面を兼ね備えています。福祉的機能というのは、少年審判の目的は、少年を処罰し責任を追及することではなく、非行を犯した少年を改善更生させて円滑に社会復帰させ、それが少年の再非行を防止し、ひいては社会・公共の安全につながるというものです。もう一つの司法的機能は、少年審判は非行事実を認定して強制力を伴う保護処分を行うものである以上、その手続はいわゆる適正手続の保障の要請を充たすものでなければならず、また、少年審判といえども社会・公共の安全の要請と無縁ではなく、そういう観点から処分は適正に行わなければならないというものです。

家庭裁判所がどのような経過で否認していることを知るかという、端緒ですが、まず、検察庁から送付される法律記録を閲読して知ることができます。また、捜査段階では認めていても、少年鑑別所に入るかどうかを決める観護措置の審問の段階で裁判官に対して否認をする少年もいます。その後の家裁調査官による調査の段階で否認をする少年もいます。また、審判の途中から否認に転向することもあり、いろいろな端緒があります。裁判官としては、少年は自分の思ったことを自分の言葉で表現するのが難しいところがありますので、少年の言葉に耳を傾けてその言い分を最初によく聴いてあげるといった姿勢が大切だと考えて行っています。

否認事件と判明した場合、付添人が付いていない場合は裁判所が法律扶助協会を通じて弁護士の付添人を選任するように少年又は保護者に働きかけ、早急に付添人を選任します。その後、審理の手続を選択しますが、重大事件で事実認定や処遇選択に多角的な視点が必要な場合は、裁定合議にするかどうかを検討します。また、故意に人を死亡させた事件、あるいは短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪の場合は、検察官を関与させるかどうかを検討します。一番の問題は、身柄拘束期間の制約と審理計画です。刑事裁判でいろいろ長期化の問題が議論され、最近はかなり早くなったといわれていますが、少年審判では、犯罪少年の場合は、原則として観護措置期間は2週間であり、普通の事件は1回の更新が認められ、合計で4週間です。否認事件で証人の証拠調べをする場

合には、特別更新が認められるため最長8週間まで可能ですが、8週間といっても56日で、2か月にも足りません。その中ですべてについて審理していかなければならず、事実認定には非常に困難な状況があります。もう一つの問題は、今話題になっている佐世保の11歳の少女の事件や昨年長崎の13歳の少年のような触法少年事件では、観護措置の期間が更新を含めて4週間であり、特別更新が認められていないので、その期間内に事実認定を含めて十分な調査を尽くして処分の決定をしなければなりません。このように少年事件は期間の制約ということが非常に大きな問題となっています。そこで大切なのが審理計画です。否認事件の場合に、どのように最終の決定に向けて審理を進めていくか、少年本人、少年の保護者、付添人、付添人も最近では複数のことがありますし、裁判官、家裁調査官による調査、場合によっては検察官の関与ということもありますので、そういった多くの関係者の調整を行い、その集まりを早くに設け、第1回の審判期日から最終の審判期日までの審理をどのように進めるかについての事前準備手続を迅速、的確に行うことで審理の実効性を高めることを心掛けています。困ることのもう一つに、証人や医師の鑑定人に出頭を求める場合に、なかなかこちらの予定日には予定を空けて出てもらえないことです。特に、鑑定人の場合は、期日外尋問ということで裁判体が出向いて行って尋問を行い、何とか期日に間に合わせたことがありました。また、鑑定書が期日までに提出されないことがあり、一般の刑事事件と違って事件発生から審判までの日数が少ないため、付添人も裁判所も準備に非常に困ったこともありました。これは少年事件特有のことだと思っています。証人の出頭確保という点では、特に少年どうしの事件や暴走族関係者の事件では、被害者や目撃者は少年と同じ地域で、あるいは同じ学校で生活しているので、後難を恐れて少年自身が出頭を嫌がるし、親も出頭させたくないと言って出頭を断ってくる場合があります。その点も裁判所書記官は非常に大変な思いをしております。もう一つの問題は、共犯事件については付添人が少年ごとに別々に付くのですが、付添人が謄写した法律記録を否認している少年のいる鑑別所に差し入れて少年に見せて検討したりするものですから、自白した少年は、共犯者のところに自分の供述調書が行ってしまうと、その内容が共犯者や先輩に知られてしまう、あるいはその可能性があるということで、非常に調書を取られることや証人として出廷

して証言をすることを心配していたこともありました。これも少年事件特有の問題だと思えます。そこで、証拠調べについてもいろいろな工夫をしています。まず、証人が少年の場合には保護者にも審判廷に入ってもらい付き添ってもらっています。保護者に内容を聴かれない場合は、弁護士の代理人に付き添ってもらうこともあります。また、ビデオリンク方式といって審判廷とは別の部屋にテレビカメラを置き、双方でテレビカメラを使って尋問をし、別の部屋でそのテレビカメラに向かって証人に答えてもらうというような方法で証人尋問をすることもあり、強姦事件の被害者などは少年や少年の保護者と顔を合わすことなく証言ができるように、二次被害に遭わない配慮もしています。また、証人が少年や保護者の面前では圧迫を受けて十分な供述ができないと思われる場合には、その場で少年や保護者を退席させたり、事前に分かっている場合は遮蔽措置といって、後ろにいる少年や保護者の席と証人席との間に衝立を置くということをしています。

観護措置期間に制約があるため、証人尋問や少年の尋問をした場合、裁判所書記官はその調書を速やかに作成しなければなりません。非常に短期間に多数の尋問調書を作成しなければなりませんので、担当書記官だけではなく、応援態勢を組みながら早く調書を作成することを心掛けています。事件の進行管理も裁判所書記官の重大な任務ですが、東京家庭裁判所では否認事件における書記官事務に関し特定研究を行い、迅速、的確な処理のために改善や工夫を行い、事件の受理から終局に至るまで関係者をまとめるコートマネージャーとしての進行管理能力を高めてきており、今後もそれをさらに高める必要があると思っています。また、家裁調査官については、否認事件特有の調査の難しさもありますが、やはり調査報告書の作成の時間の確保の問題もあります。家裁調査官が調査をしようと思ったところ、付添人の弁護活動のための面接時間と重なってしまったことがあり、事前にスケジュールをお互いに知らせ合い、調査官と付添人の面接とが重ならないように上手に配分しながら調査をすることを心掛けなければいけないという事態になっています。家裁調査官も、否認事件の場合の調査手順や調査方法の工夫を行い、事実認定手続の終了後では要保護性調査のための期日が十分確保できない手続構造の中で、これまでもいろいろな努力をして個人的に無理をしながら調査を尽くしてきているのですが、今後もさ

らに研究していかなければいけないと考えています。

今後、東京では全件付添人制度が導入されるということですが、これが実施されると期日が入れにくくなるおそれがあります。裁判所は否認事件の場合、早期に期日を入れようとするのですが、付添人の協力を得られないことが多く、そのために期日の間隔が開く傾向がありますので、今後十分に付添人と協議をしなければいけないと考えています。

少年審判では、少年法22条1項で、「審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない。」と規定されており、この「内省を促す」という言葉が新しい改正少年法で追加されたのですが、否認する少年に対して内省を促すことは非常に難しい課題です。刑事裁判手続には内省を促すという要請はありません。少年の審判官は、このような点についても今後一層の工夫をしていかなければならないのではないかと考えております。

(弁護士委員)

最近では、付添人は何パーセントくらいの事件に付いているのですか。付添人は弁護士だけでなく、一般の人でも裁判所の許可を得てなることができますが、その割合はどういうものなのですか。

(少年第1部裁判官)

一般の付添人は、あまりいません。東京家庭裁判所本庁における平成15年の数字では、付添人が付いた事件は合計で661件です。そのうち私選が568件、法律扶助協会を通じて付添人が付いた事件が58件、少年友の会を通じて付添人が付いた事件が35件です。本年度は1月から5月までの合計が230件です。身柄事件の中では、少年鑑別所に送致された人員は平成15年には1734人で、そのうち付添人が付いたのが661件であり、その中の相当な部分が身柄事件だと思われるので、東京家庭裁判所では付添人が付く事件はかなり多いと思います。

(弁護士委員)

弁護士会では、当番付添人制度、つまり観護措置を受けた少年について当番という形で少年に面会し、依頼があれば受任をして付添人として事件に関わるという制度を立ち上げる準備を今しているところですが、この制度については、

裁判所としては基本的には了解し、協力を行う用意がある、と理解しているのですか。

(裁判所委員)

弁護士会における企画は私どもも承知しています。その制度の是非は別として、私どもの執務の内容に影響があるため、現在、弁護士会の少年関係の委員の方と意見交換を続けており、まだお互いにそれを公にする段階ではありません。弁護士会からお聞きしたところでは10月くらいから始めたいという話になっておるようですが、弁護士会が行うことに対し、裁判所として相応の協力はさせていただこうと思っています。対象となる事件は身柄事件についてということなのですが、東京家庭裁判所では、先ほど説明がありましたように、相当数の事件について既に付添人が付いている状況があります。当庁で鑑別所に送致した人員は年間1600から1800くらいなのですが、埼玉とか横浜などから東京に来て捕まった、という事件が多いものですから、その約4分の1は他県の家庭裁判所に移送しています。そういう事件について東京の弁護士会はどうされるのか、という問題もありまして、もう少しその仕組みが分かれば、この委員会の席でも報告をさせていただくことを考えております。

(委員長)

福岡ではもう既にかんりの実績があり、私どもも福岡の事例をよく聞いておりますし、協力できるところを協力していきたいと考えており、決して否定的な方向ではございません。

ところで、付添人としては弁護士がかなり付いていらっしゃると思いますが、弁護士としては常連の人がかなり多いのですか。

(少年第1部裁判官)

その点はいろいろで、最近は新しい人もいらっしゃいます。

(学識経験者等委員)

観護措置の関係ですが、少年でも身柄の拘束というのは大変重要だと思いますが、資料では、観護措置に対する異議の申立件数が平均して年間で110件と、成人事件の場合の準抗告の申立と比べると少し多いのではないかという感じがするのですが、異議申立をするのは付添人の方が圧倒的に多いのですか。

(少年第1部裁判官)

ほとんどそうだと思います。本人や保護者のケースも僅かですがあります。

(学識経験者等委員)

資料を見ると、被害者からの意見聴取は、審判期日で行われるケースは比較的少ない数となっており、家裁調査官が聴取するのがかなり多いようですが、家裁調査官が被害者と会うというのは法改正前から十分あり得たかと思うのですが、改正後の聴取と改正前の単なる面接とではどこか違いがあるのですか。

(少年第1部裁判官)

改正前から行われていたいわゆる被害者調査は、少年の処遇を決めるために必要な情報を被害者から得るという目的で行っているもので、もっぱら少年のためのものでした。今回の意見聴取の規定は、被害者のための規定で、その方向が違ってきます。家裁調査官が聴くというのも、被害者のために聴くということで、それをどのように少年の審判に反映させるかは別の問題です。

(裁判所委員)

家裁調査官からの聴取が意外と多いという数字は、全国ではそうなのですが、東京家庭裁判所では裁判官がほとんど聴取しており、家裁調査官が被害者から意見を聴取する例は少ないのです。審判での聴取が少ないというのは、法改正後、被害にあったので裁判所に私の気持ちを聞いてもらいたいけれども、審判における意見聴取まで申し立てる意思のない人が多く、つまり少年が在廷する場で意見を述べることまでは求めないという場合が多いようです。

(首席家裁調査官)

被害者調査というのは、被害者の方からお話を聞くことで、昔から行っていることであり、今でも行っています。改正少年法になってから少し増えてきました。この場合は、現在少年鑑別所に入っている子どもの将来を適切に考えるためにいろいろとお話を伺います、と目的をきちんと被害者の方に説明し、その理解を得た上で行っています。一方、被害者からの意見聴取は、被害者の方が裁判所に意見を聴いてもらいたいということです。少年事件の調査とは違いますので、別の家裁調査官がお話を伺うこともあり、その目的、質問の仕方等も随分工夫して切り分けて聞くようにしています。

(家事関係委員)

法改正によって、特に否認事件に対する審理が変わったのですか。また、少

年事件における少年の保護者の態様は現在どのような状況なのか、改正前と改正後とで差があるのか。

(少年第1部裁判官)

否認事件の審理が法改正の前後で変わったかという点については、原則的には変わっていませんが、審理態勢の組み方について、合議という方法、あるいは検察官関与という手続等についていろいろな措置が採れるようになったということ、それから観護措置の特別更新ができるようになったこと、要するに家庭裁判所が事実認定手続を適正に行うことができるようにいろいろな規定が追加されましたので、それに則って丁寧に行えるようになりました。

次に、保護者については、法改正により保護者に対する措置が家庭裁判所とれるようになりました。なぜ少年がそのような事件を行ったのかということも含め、いろいろな形で保護者を指導したり、助言したり、時にはカウンセリングに行くことや医者に行くようなことまで指示したりするような措置を保護者に対してとることができるようになりました。ただし法文上は強制力はありません。東京家庭裁判所では、従来から研究会などを行ったり、保護者会を開催したり、被害を考える会に少年と保護者を一緒に呼んで、その中で保護者に子育てについて考えてもらったりしていますが、その中では、他の保護者もこんなことで困っているということを知ることによって、自分自身が癒されて、もう一度自分の子どもに向き合おうとしていく様子が見られます。これらの会は家裁調査官が指導して行っています。また、個別の事件の中で裁判官も審判廷において保護者に対する措置として、子どもの生活管理をするようにとか、被害弁償をするようにとか、仕事をさせるようにとか、いろいろな形で具体的な指示をしています。その指示をするための定型的な書面を用意しており、そのような措置を行った場合にはその措置の具体的な内容をきちんとその書類に書いて記録に留めており、次に事件が来た時、あるいは執行機関にその書面をそのまま送付して、保護者がそのとおりに行っているかどうかをもう一度指導してもらえるように、いろいろな新しい試みとして行っているところです。

(委員長)

保護者が昔と比べて良くなったか、悪くなったか、という点についてはどうですか。

(少年第1部裁判官)

昔のことはよく分からないのですが、権利意識が強くなっているのは少年事件についても同じだと思います。特に、否認事件の場合は、保護者によって煽られて、親の前では否認してしまうということがあります。私が経験した事件では、証人調べが終わった段階で、少し親が和らいだのがわかったらしく、少年が非行事実を認めたということがありました。親は自分の子どもの話をよく聞くことなく庇いがちですから、そういうこともあります。一般に「非行少年」といわれる非行を繰り返す少年の事件では、少年の置かれている保護環境は悪く、それは以前と変わりはないと思います。むしろ昔より地域社会の結びつきが弱いので、地域社会等において、親を指導するための施設や親業口座のように親を指導してもらえるようなシステムができないと、少年が少年院から帰ってきて社会復帰をしても、受け入れる家庭環境等が劣悪な状態のままでは、少年の更生や社会復帰は厳しいと思われれます。

(少年関係委員)

付添人の選出母体の一つである少年友の会は、調停委員を母体とするボランティアの方の会ですので、一般の人の意見を反映し、保護者の気持ちや被害者の気持ちなどもよく理解できる特性を持った付添人を提供し得るのではないかとかねてから思っており、現実にもそのような形で活用されていると思っています。否認事件についてスポットが当たるのは、権利保護という面で分かるころはあるのですが、今の保護者の問題や被害者の問題について、もう少し一般の人の良識的な意見の重要性についても考えてもらいたいと思います。刑事裁判では、裁判員制度という形でそれが表れてきているわけですが、少年事件の場合には、そういう意味での配慮が不十分ではないかという危惧を少し持っています。そのような意味で少年友の会を介しての付添人をもう少し活用をしていただいてもいいのではないかと思います。先ほど、付添人が3人まで複数付くという話がありましたが、そういう中に弁護士だけでなく友の会の付添人も付けてみて、親の関係の調整を友の会の付添人の方にやってもらうなど、否認事件の場合でも特性に応じた付添人の付け方、活用の仕方があると思います。

(少年第1部裁判官)

個人的には大変望ましいことだと思うのですが、否認事件の場合は刑事弁護

的になりまして、裁判所からそういうようなことを働きかけるのはなかなか難しいのです。本来、少年事件の場合は付添人も審判の協力者でなければいけないのですが、事実認定手続で争いのあるものについては協力者という面が非常に薄れて当事者主義的になってしまうので、ややもすると観護措置の期間のぎりぎり8週間の直前までその勢いで行ってしまっ、要保護性についての十分な審理や、あるいは調査や家族関係の調整ができにくい状況があります。

(委員長)

事実認定について争っている場合は、適正手続の要請もありますので、在り方としては、なかなか難しいのですね。これらの問題につきましても、改正から5年経過した段階で見直しをすることを附則で定めていますので、今後の問題というところでもあろうと思われま。

(5) 次回の開催日等について

(委員長)

次回のテーマとしては、八王子支部の実情を取り上げてはどうかという御意見も出されましたが、支部には支部特有の事情もあり、繁忙で、庁舎も手狭であることも含め、その実情を報告したいと考えておりますが、報告をして御意見を伺うためには予定されていた7月では準備が間に合わない状況ですので、次回は9月頃に開催することにさせていただければ大変ありがたいと思いたが、よろしゅうございませうか。

(出席委員)

異議なし

(委員長)

他に支部以外のことで、次回に取り上げるべきテーマはございませうか。

7月16日から性同一性障害者が性別を変えることができる法律が施行され、その運用を開始します。その審判事件がどのような実情になるかということについては、9月になれば審判等もある程度出てくると思いた。家庭裁判所としてはまったく新しい制度ですので、その辺も含めて9月に御報告させていただきたいと思いたが、いかがでせうか。

(出席委員)

異議なし

(委員長)

それでは次回は、9月30日午後2時から開催することとしたいと思います。

以上をもちまして家庭裁判所委員会を終了といたします。どうもありがとうございました。